

証券コード 3446

平成30年9月12日

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都やまぶき二丁目4番35号
株式会社ジェイテックコーポレーション
取締役社長 津 村 尚 史

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年9月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアール大阪2階「クリスタルルーム」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第25期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.j-tec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年 7 月 1 日から)
(平成30年 6 月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府による継続的な経済対策を背景に、企業収益の改善や個人消費が底堅く推移するなど緩やかな回復基調で推移しました。世界経済においては、中国及び新興国の経済成長の鈍化等の不確実性は存在するものの、景気は緩やかな回復傾向が見られました。

このような経済環境の中で当社は、オプティカル事業及びライフサイエンス・機器開発事業という独自の技術を利用した二つの事業により、前事業年度に続いて増収増益を実現いたしました。また、放射光施設用のX線ミラーの事業拡大のみならず、当社が得意とする表面加工技術や計測技術を応用し、半導体分野等その他産業分野における新事業の開拓にも注力してまいりました。

その結果、当事業年度の売上高につきましては、1,009,889千円（前期比 26.0%増加）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

<オプティカル事業>

国内につきましては、大型放射光施設「SPring-8」やX線自由電子レーザー施設「SACLA」等への販売が引き続き堅調に推移しました。

海外につきましては、ヨーロッパ、アジア及び北米など海外の放射光施設への販売が伸長しました。特に、ドイツにあるX線自由電子レーザー施設（European XFEL）向けを中心に長尺ミラーの販売が好調であり、アジアにおいては台湾、中国、韓国の旺盛な需要を背景として販売が伸びました。さらに、アメリカ、ブラジルの施設に対しても販売を行ってまいりました。

新しい第4世代の放射光施設の建設またはバージョンアップや、X線自由電子レーザー施設の建設が競い合っている状況にあります。このような状況の中、今後さらに高精度ミラーの需要増大が予想されることから、新工場の建築も含めた生産の拡大と効率化を引き続き図ってまいります。

この結果、売上高は903,661千円（前期比 28.1%増加）となりました。

＜ライフサイエンス・機器開発事業＞

当社が独自に開発した培養方法であるCELLFLOAT®システムを用いた汎用型機器（CellPet 3D-iPS、CellPet FT）の販売について、立ち上げに時間を要する結果となりました。この要因は、従来のディッシュやフラスコを用いた静置培養と異なる当社独自の新しい培養方法であるCELLFLOAT®システムについて、技術的前評価は高かったものの、新しい培養技術のためユーザーにおける培養評価実験が必要不可欠であり、それに想定よりも時間を費やしたことによるものであります。

今後とも、ユーザーの皆様にも本技術を広く周知しご理解いただけるように、引き続き地道な営業活動を進めてまいります。

一方で、機器開発事業におけるグラビア印刷試験機（GP-10）のOEM販売や、自動抽出装置及び水晶振動子ウエハ加工装置等の委託開発による売上が業績に寄与しました。

このような状況の中、中長期的にCELLFLOAT®システムを用いた汎用型機器の販売を行うとともに、今後は当社設立以来行っている機器開発事業に注力し、さらに、機器開発事業における新規事業分野の開拓に注力してまいります。また、機器開発事業は主に受注生産であることから、売上見込みが立てやすいという特徴があります。

この結果、売上高は106,227千円（前期比 10.3%増加）となりました。

以上の結果、利益につきましては、事業の成長に伴う人件費の増加や、新たな技術開発に伴う研究開発費の支出などがあったものの、売上高が増加したことが牽引して、営業利益は243,622千円（前期比 47.0%増加）、経常利益は279,340千円（前期比 39.9%増加）、当期純利益は174,515千円（前期比 34.3%増加）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 24 期 (平成29年6月期) (前事業年度)		第 25 期 (平成30年6月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
オプティカル事業	705,463千円	88.0%	903,661千円	89.5%	198,197千円	28.1%
ライフサイエンス・ 機器開発事業	96,347	12.0	106,227	10.5	9,879	10.3
合 計	801,811	100.0	1,009,889	100.0	208,077	26.0

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は総額で79,984千円であり、主にオプティカル事業に係るX線ナノ集光ミラー製造用の加工装置や測定器及び、ライフサイエンス・機器開発事業に係る製品金型や測定器の購入費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成30年2月28日付での東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による500,000株の新株発行により1,035,000千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）による150,000株の新株発行により310,500千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成27年6月期)	第 23 期 (平成28年6月期)	第 24 期 (平成29年6月期)	第 25 期 (当事業年度) (平成30年6月期)
売 上 高(千円)	366,774	596,906	801,811	1,009,889
経 常 利 益(千円)	56,033	124,514	199,706	279,340
当 期 純 利 益(千円)	38,710	83,731	129,925	174,515
1株当たり当期純利益 (円)	8.06	16.84	25.38	32.76
総 資 産(千円)	827,632	1,056,250	1,122,968	2,523,347
純 資 産(千円)	252,535	454,858	584,783	2,105,314
1株当たり純資産 (円)	52.61	88.84	114.22	364.56

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 平成26年11月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割、平成28年11月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成29年12月30日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。そのため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割が第22期の期首に行われたと仮定して算定しております。

3. 第22期及び第23期の数値は、誤謬の訂正による遡及修正後の数値であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後、事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識しています点は以下のとおりであります。

① 事業活動に関わる課題

<オプティカル事業>

現有する生産設備だけではこれ以上の需要の伸びに対応することが困難であり、生産設備の効率化や増強、生産工程の見直し等を当事業での重要課題としてとらえております。

このため当社では、EEMナノ加工装置とMSI及びRADSIナノ計測装置等の生産設備の増設を積極的に進め、また海外競合他社に対する技術的優位性を維持するため、ナノ加工技術の効率化、高精度化を図るための研究開発を推進しております。

また世界各地の放射光施設では新しい第4世代の放射光施設により光源の強化が図られ、そのバージョンアップに対応するための新しい光学系の構築が求められており、回転楕円ミラーや形状可変ミラー等次世代放射光施設向けの新製品の開発・販売を推進しております。

なお、独自のナノ加工技術EEMとナノ計測技術RADSI及びMSIは世界に類を見ない高精度な原子レベルの自由曲面の加工を可能にするもので、最近では例えば半導体や宇宙ビジネスなど他の産業分野で使われる光学素子でも、従来技術では不可能な高精度化が望まれており、当社の表面創成技術はこれら分野においてビジネスを展開するための技術的ポテンシャルを有しております。そこで当社では放射光施設分野以外への市場開拓、企業との共同開発を積極的に進めてまいります。

また、当社ではナノ加工技術EEM以外にも大阪大学の表面加工技術であるプラズマCVMやCARE(触媒基準エッチング法)も技術導入し、実用化開発を進め、また新しい計測技術についても大阪大学と共同開発も積極的に進めており、成長分野への展開を図るうえで技術的ポテンシャルを上げ、選択肢を広げることににより有効的に新規参入する準備を進めております。

<ライフサイエンス・機器開発事業>

再生医療の拡大に伴い、その周辺産業の市場規模も拡大傾向にあり、その中で当社の対象市場となる自動細胞培養装置、培養容器(消耗品)及び再生医療・創薬用の各種細胞ソース等の市場も拡大すると予想されております。またiPS細胞による創薬への利用も研究開発が活発にされております。そこで当社は平成29年1月に上市したiPS細胞用の回転浮遊培養装置「CellPet 3D-iPS」や小片化装置「CellPet FT」をもとに商品展開を推進してまいります。

さらに近年オルガノイド(ミニ臓器)を作り出す技術は急速に進歩しつつありますが、当社の「CellPet FT」を使った培養が有効であると評価されており、今後オルガノイド培養に適用拡大を図ってまいります。

またこのように、当社としては当社独自の製品開発を積極的に進め、顧客を獲得し、市場の拡大に備えるために優秀な技術者の確保、生産体制の強化、保守サービスの構築が当事業での重要課題であると認識しております。このため当社では優秀な技術者の確保のために積極的な中途採用活動を展開する一方で、生産体制の強化や保守サービスの構築につきましては新たな協力会社との関係構築によって対応する方針であります。

② 技術開発体制の構築

当社の顧客の多くは、基礎研究に取り組んでいる研究機関・大学・企業の研究者で、この基礎研究の分野で当社が成長するには、最先端の技術動向のキャッチアップと継続的な技術開発を可能とする開発体制を構築し、継続的に付加価値を提供することが重要であると考えております。

このような認識のもと、オプティカル事業では国際学会での企業展示だけでなく、当社の製品や最新の技術紹介等を積極的に発信してまいります。また、ライフサイエンス・機器開発事業においては、独自に細胞培養センターを設け、ここをオープンイノベーションの拠点として最先端の技術開発に取り組んでいる研究機関や大学との共同研究や企業との事業連携を積極的に推進することに努めてまいります。また、その体制のもとで定期的な勉強会や講義を積極的に実施し、当社技術者の技術レベルの向上も図ってまいります。

③ 営業力の強化

当社の両事業とも、その事業規模を拡大させるためには営業力の強化が重要であると考えております。しかしながら、当社が取り扱っている製品は、コンサルティング営業ができるような技術知識が必要となるため、即戦力となる営業人材の確保は難しく、継続的な営業人材の確保と強化は特に重要な課題であると考えております。具体的には、技術者の社内ローテーションや製品に関連する物理学等の基礎学力を有している人材の採用活動を行い、加えて既存営業マンによる継続的な現場教育を推進し、営業力の強化に注力してまいります。

④ 内部管理体制の強化

ここ数年間の当社の急速な成長に伴い内部管理に関する業務が多岐にわたって発生しておりますが、今後のさらなる成長のためには内部管理体制の一層の強化を図る必要があると認識しております。そのためには、内部管理の重要性に対する全社的な認識の強化を図るために、内部管理に精通した人材を採用し、また経理・人事・広報・法務等に精通した人材も積極的に採用活動を推進して、業務の有効性と効率性を高めてまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成30年6月30日現在）

当社は、オプティカル事業及びライフサイエンス・機器開発事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① オプティカル事業

放射光施設で行われる、X線を利用した基礎研究や産業利用などの分析装置に使用するX線ナノ集光ミラーの開発・製造・販売

② ライフサイエンス・機器開発事業

医薬及び創薬を含めバイオ分野の基礎から量産技術に関わる、各種自動細胞培養装置の開発・製造・販売

(6) **主要な営業所**（平成30年6月30日現在）

本 社	大阪府茨木市
事 業 所	神戸事業所：神戸市
細胞培養センター	大阪府吹田市（大阪大学内）

(7) **従業員の状況**（平成30年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
35名（1名）	8名増（増減なし）

（注）従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（平成30年6月30日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み な と 銀 行	92,500千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	41,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	3,360

2. 株式の状況（平成30年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,480,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,775,000株
- (3) 株主数 3,721名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
津村尚史	3,597,000株	62.3%
大阪コンピュータ工業株式会社	360,000	6.2
有馬誠	100,000	1.7
松井証券株式会社	57,800	1.0
川崎望	50,000	0.9
株式会社SBI証券	38,600	0.7
山内和人	30,000	0.5
森勇藏	30,000	0.5
野村證券株式会社	28,800	0.5
SMBC日興証券株式会社	28,600	0.5

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成29年12月13日開催の取締役会決議により、平成29年12月30日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は18,432,000株増加し、20,480,000株となり、発行済株式総数は4,608,000株増加し、5,120,000株となっております。
- ② 平成30年2月28日付での東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により500,000株の新株式を発行し、発行済株式総数は5,620,000株となっております。
- ③ 平成30年4月2日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により、150,000株の新株式を発行し、発行済株式総数は5,770,000株となっております。
- ④ 平成30年6月11日付での新株予約権の行使により、発行済株式総数は5,000株増加し、5,775,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成26年12月19日	平成27年 6 月17日
新 株 予 約 権 の 数		48個	29個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権 1 個につき (注) 2 48,000株 1,000株)	普通株式 (新株予約権 1 個につき (注) 2 29,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 103,000円 (1 株当たり 103円) (注) 2	新株予約権 1 個当たり 103,000円 (1 株当たり 103円) (注) 2
権 利 行 使 期 間		平成28年12月26日から 平成35年12月25日まで	平成29年 7 月 1 日から 平成36年 6 月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 2個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 2名

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成28年5月16日	平成29年6月27日
新 株 予 約 権 の 数		20個	14個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (注) 2	普通株式 14,000株 (新株予約権1個につき1,000株) (注) 2
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 464,000円 (1株当たり464円) (注) 2	新株予約権1個当たり 464,000円 (1株当たり464円) (注) 2
権 利 行 使 期 間		平成30年5月27日から 平成37年5月26日まで	平成31年6月28日から 平成38年6月27日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 4個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 上記各新株予約権行使条件は次のとおりです。

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の期間について当社取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。
- ⑤当該新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、1,200万円を超えないこと。

2. 平成29年12月30日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	津村 尚史	
取締役	上田 昭彦	オプティカル営業部長
取締役	岡田 浩巳	オプティカル研究開発部長
取締役	平井 靖人	管理部長
取締役	川崎 望	株式会社テクノ高槻 代表取締役社長
常勤監査役	尾方 勝	
監査役	西田 隆郎	税理士
監査役	野村 公平	弁護士

- (注) 1. 取締役川崎望氏は、社外取締役であります。
2. 監査役尾方勝氏、西田隆郎氏及び野村公平氏は、社外監査役であります。
3. 監査役尾方勝氏は、証券会社、投資会社等の要職を歴任し、会社法に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役西田隆郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役野村公平氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役川崎望氏及び監査役尾方勝氏につきましては、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額、監査役西田隆郎氏及び監査役野村公平氏につきましては、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	60,120千円 (1,530)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	11,070 (11,070)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	71,190 (12,600)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成28年11月11日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成26年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役川崎望氏は、株式会社テクノ高槻の代表取締役社長であります。株式会社テクノ高槻と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	川 崎 望	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。
監査役	尾 方 勝	当事業年度開催の取締役会16回のうち全て、監査役会14回のうち全てに出席し、主に会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。
監査役	西 田 隆 郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち全て、監査役会14回のうち全てに出席し、主に税理士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。
監査役	野 村 公 平	当事業年度開催の取締役会16回のうち全て、監査役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成28年8月18日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員・社員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保し、また反社会勢力の排除を徹底するため「企業行動規範」を制定し、これを遵守する。
- (2) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努める。
- (3) 社員の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努める。
- (4) 内部監査担当者を社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役との連携に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、取締役会規程、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクについては、「経営危機管理規程」を制定し担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行い、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行う。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底し、人々の幸福な生活に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することとする。

補助使用人の業務執行者からの独立性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指示に従うものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項は次の事項とし、取締役及び監査役は、監査役への報告体制等について、報告すべき事項の詳細を別途申し合わせ事項として定める。

1. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
2. 重大な法令・定款違反
3. 経営上の重要な決定事項（取締役会、決議事項）
4. 毎月の経営状況として重要な事項
5. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
6. その他コンプライアンス上重要な事項

(2) 各監査役は、取締役会に出席する。また常勤監査役は全体進捗会議、その他重要な社内会議に出席する。その際、監査役の要請に応じて、取締役及び社員は、必要な報告及び情報提供に努める。

(3) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と各監査役は定期的に意見交換を行う。
- (2) 各監査役は、内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を16回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、全体進捗会議（隔月開催）において、各部門の業務推進の計画管理と内部統制の適正な運用の確保を図っております。

② コンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス規程を周知・徹底するとともに、法令、定款及び社内規則等の遵守の取り組みを継続的に行っております。コンプライアンス意識の徹底を図るため、外部講師を招いて全社員を対象にコンプライアンスにかかる教育を実施しました。

③ 監査役監査体制の運用状況

当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において16回開催された取締役会への出席のほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど監査の実効性確保に努めており、業務監査の継続に努めております。さらに、内部監査室、監査役、監査法人の三者は意見交換を実施し、監査の連携の確保に努めております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組みの運用状況

内部統制システムを有効的かつ効率的に実施するために、内部監査室主導のもと販売プロセスシートを運用し、業務プロセスの実施者に対して牽制を強化し、各プロセスの構築について指導を実施しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末配当のみの年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨及び同法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらに市場占有率を高めるために有効投資を行ってまいりたいと考えております。

なお、当事業年度の配当につきましては、当期純利益を計上いたしましたが、経営体質及び今後の事業展開、内部留保の充実を図るために、無配といたしました。当面は、コスト競争力の強化や生産能力向上のための設備拡充、及び急成長市場での事業展開を実現するために今以上の研究開発体制を構築するための投資が重要になると考え、その原資となる内部留保の充実を図る方針であります。ただし、これらにある一定の目処が立てば、安定的・持続的な配当による株主様への利益還元政策をとる方針であります。

貸 借 対 照 表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	1,931,108	【流 動 負 債】	292,284
現 金 及 び 預 金	1,560,125	買 掛 金	17,316
電 子 記 録 債 権	7,583	1年内返済予定の長期借金	30,360
売 掛 金	251,667	未 払 金	23,019
商 品 及 び 製 品	35,355	未 払 費 用	33,663
仕 掛 品	12,043	未 払 法 人 税 等	82,324
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	14,391	前 受 金	84,110
前 払 費 用	23,256	預 り 金	7,725
繰 延 税 金 資 産	10,002	前 受 収 益	4,391
未 収 消 費 税 等	16,664	賞 与 引 当 金	8,661
そ の 他	18	そ の 他	712
【固 定 資 産】	592,239	【固 定 負 債】	125,748
【有 形 固 定 資 産】	580,751	長 期 借 入 金	106,500
建 物	196,478	繰 延 税 金 負 債	2,930
構 築 物	2,309	資 産 除 去 債 務	12,077
機 械 及 び 装 置	81,116	そ の 他	4,240
車 両 運 搬 具	3,169	負 債 合 計	418,033
工 具 、 器 具 及 び 備 品	867	(純 資 産 の 部)	
土 地	250,570	【株 主 資 本】	2,105,314
リ ー ス 資 産	3,740	資 本 金	812,247
建 設 仮 勘 定	42,500	資 本 剰 余 金	772,247
【無 形 固 定 資 産】	4,122	資 本 準 備 金	772,247
【投 資 其 他 の 資 産】	7,364	利 益 剰 余 金	520,819
出 資 金	50	利 益 準 備 金	381
長 期 前 払 費 用	825	そ の 他 利 益 剰 余 金	520,437
そ の 他	6,488	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	12,762
資 産 合 計	2,523,347	特 別 償 却 準 備 金	21,060
		繰 越 利 益 剰 余 金	486,614
		純 資 産 合 計	2,105,314
		負 債 純 資 産 合 計	2,523,347

損 益 計 算 書

(平成29年 7 月 1 日から
平成30年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		1,009,889
【売上原価】		257,975
売上総利益		751,914
【販売費及び一般管理費】		508,291
営業利益		243,622
【営業外収益】		
受取利息	21	
受取配当金	1	
補助金収入	34,480	
保険解約返戻金	12,515	
受取技術料	3,888	
商標権譲渡益	400	
債権崩益	9,679	
その他	696	
営業外収益合計		61,682
【営業外費用】		
支払利息	621	
為替差損	1,009	
固定資産除売却損	234	
株式公開費用	10,166	
株式交付費	13,612	
その他	319	
営業外費用合計		25,965
経常利益		279,340
【特別損失】		
減損損失	26,768	
特別損失合計		26,768
税引前当期純利益		252,571
法人税、住民税及び事業税	76,431	
法人税等調整額	1,623	78,055
当期純利益		174,515

株主資本等変動計算書

(平成29年 7 月 1 日から
平成30年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計	
					固 定 資 産 圧縮積立金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	139,240	99,240	99,240	381	23,940	29,591	292,389	346,303	584,783
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益							174,515	174,515	174,515
新 株 の 発 行	672,750	672,750	672,750						1,345,500
新株の発行（新株 予約権の行使）	257	257	257						515
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額					△11,177		11,177	－	－
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額						△8,531	8,531	－	－
当 期 変 動 額 合 計	673,007	673,007	673,007	－	△11,177	△8,531	194,224	174,515	1,520,530
当 期 末 残 高	812,247	772,247	772,247	381	12,762	21,060	486,614	520,819	2,105,314

	純資産 合 計
当 期 首 残 高	584,783
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	174,515
新 株 の 発 行	1,345,500
新株の発行（新株 予約権の行使）	515
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	－
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	－
当期変動額合計	1,250,530
当 期 末 残 高	2,105,314

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～31年
機械及び装置	3～10年
上記以外の有形固定資産	3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を対応年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しています。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	147,102千円
計	147,102千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	15,000千円
長期借入金	77,500千円
計	92,500千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 430,275千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額
大阪府	オプティカル事業用 生産用設備	機械及び装置	212千円
大阪府	ライフサイエンス・ 機器開発事業用 研究・開発設備	機械及び装置	7,500千円
		工具、器具及び備品	10,715千円
		建設仮勘定	8,060千円
		ソフトウェア	280千円

(減損損失を認識するに至った経緯)

オプティカル事業については遊休資産が発生したため、また、ライフサイエンス・機器開発事業における研究・開発設備については、事業の特性上、現段階では研究開発が先行する等の事業環境及び今後の見通しを勘案し、回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

(資産のグルーピングの方法)

事業用資産については事業単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額はゼロとして評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

5,775,000株

- (2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

84,000株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品等の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針です。また、資金調達については、必要な資金を銀行借入により調達しています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、営業債権の一部は外貨建債権であることから、為替変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は1年以内に支払期日が到来する営業債務です。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、銀行借入です。このうち、変動金利のものについては利息の利率変動のリスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金については、与信管理規程に基づき、取引先ごとの与信限度額を設定し、期日管理及び残高管理を行うとともに、滞留債権管理を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めていません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現 金 及 び 預 金	1,560,125	1,560,125	—
(2) 電 子 記 録 債 権	7,583	7,583	—
(3) 売 掛 金	251,667	251,667	—
(4) 未 収 消 費 税 等	16,664	16,664	—
資産計	1,836,040	1,836,040	—
(1) 買 掛 金	17,316	17,316	—
(2) 未 払 金	23,019	23,019	—
(3) 未 払 費 用	33,663	33,663	—
(4) 未 払 法 人 税 等	82,324	82,324	—
(5) 長 期 借 入 金 (*)	136,860	139,071	2,211
負債計	293,183	295,394	2,211

* 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、ならびに (4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用及び (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	4,202千円
賞与引当金	3,921千円
棚卸資産評価損	1,877千円
繰延税金資産（流動）計	10,002千円
繰延税金資産（流動）の純額	10,002千円

繰延税金資産（固定）

減価償却費	2,210千円
資産除去債務	3,698千円
減損損失	8,480千円
その他	685千円
繰延税金資産（固定）計	15,074千円

繰延税金負債（固定）

特別償却準備金	9,328千円
固定資産圧縮積立金	5,652千円
資産除去債務に対応する除去費用	3,023千円
繰延税金負債（固定）計	18,004千円
繰延税金負債（固定）の純額	2,930千円

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	364円56銭
1株当たり当期純利益金額	32円76銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	32円17銭

- (注) 当社は、平成29年12月30日付で株式1株につき10株の株式分割を行っています。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年8月22日

株式会社ジェイテックコーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイテックコーポレーションの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年8月24日

株式会社ジェイテックコーポレーション 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 尾 方 勝 ⑩

監査役（社外監査役） 西 田 隆 郎 ⑩

監査役（社外監査役） 野 村 公 平 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	つ 津 む ら た か し 村 尚 史 (昭和32年4月25日)	昭和56年4月 倉敷紡績株式会社入社 平成3年4月 株式会社片岡実業入社取締役技術部長就任 平成5年12月 当社設立代表取締役社長就任（現任）	3,597,000株
2	う え だ あ き ひ こ 上 田 昭 彦 (昭和33年1月13日)	昭和56年4月 倉敷紡績株式会社入社 昭和61年11月 西尾工芸工業株式会社入社工場長 平成9年7月 株式会社テクノ高槻入社フィリピン工場長 平成14年11月 同社海外営業部長 平成16年11月 株式会社トラストワークスサンエー入社専務取締役就任 平成18年2月 株式会社アイアム入社大阪支社長 平成23年2月 当社入社海外営業部長 平成26年12月 当社取締役就任（現任） 平成27年10月 当社営業本部長 平成29年4月 当社オプティカル営業部長 平成30年7月 当社営業部長（現任）	20,000株
3	お か だ ひ ろ み 岡 田 浩 巳 (昭和45年1月26日)	平成12年4月 株式会社シリコンテクノロジー入社 平成16年4月 当社入社 平成26年10月 当社オプティカル研究開発部長 平成26年12月 当社取締役就任（現任） 平成30年7月 当社製造部長（現任）	20,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	ひら い やす ひと 平 井 靖 人 (昭和51年6月19日)	平成15年5月 株式会社あさひ入社 平成17年11月 大研医器株式会社入社 平成23年11月 株式会社サンワカンパニー入社 平成24年9月 同社取締役管理部長就任 平成27年10月 株式会社ナサホーム入社 平成28年6月 同社取締役管理本部長就任 平成28年12月 当社入社上場準備室長 平成29年1月 当社管理部長（現任） 平成29年6月 当社取締役就任（現任）	10,000株
5	かわ さき のぞむ 川 崎 望 (昭和25年7月22日)	昭和47年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株 式会社）入社 昭和47年10月 松下電子工業株式会社（現パナソニック株 式会社）半導体事業部出向 昭和52年8月 株式会社コンテック（現大阪コンピュータ 工業株式会社）設立代表取締役就任 （現任） 昭和54年4月 株式会社テクノ高槻入社代表取締役社長就 任（現任） 平成5年12月 当社取締役就任（現任）	410,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
6	※ 松 見 芳 男 (昭和21年9月1日)	昭和44年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 平成 6 年 1 月 伊藤忠インターナショナル会社 Development&Venture部長 平成 9 年 4 月 同社宇宙情報部門長 平成12年 1 月 伊藤忠商事株式会社宇宙情報マルチメディアカンパニーバイスプレジデント 平成16年 6 月 同社執行役員先端技術戦略室長 平成19年 7 月 同社顧問伊藤忠先端技術戦略研究所長 平成21年 4 月 同社理事（現任） 平成21年 4 月 松見アソシエイツ合同会社代表取締役就任（現任） 平成26年12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社長就任 平成29年 7 月 同社相談役	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者津村尚史氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
4. 川崎望氏及び松見芳男氏は、社外取締役候補者であります。
5. 川崎望氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っていただくためであります。
6. 松見芳男氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営と先端技術に対する幅広い知識と高い見識に基づいた提言や意見表明を行っていただくためであります。
7. 川崎望氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって24年10ヶ月となります。
8. 当社は、川崎望氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、川崎望氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 松見芳男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

10. 当社は、川崎望氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、松見芳男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
11. 川崎望氏の所有する当社の株式数は、同氏により総株主の議決権の過半数が所有されている会社の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、品質管理体制等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

名称	仰星監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都千代田区九段南三丁目3番6号 麴町ビル2階	
	その他の事業所	大阪、名古屋、北陸	
沿革	平成2年9月	北斗監査法人設立	
	平成11年10月	東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称を変更	
	平成13年8月	Nexia Internationalとの間で世界レベルでの提携を開始	
	平成18年10月	監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称を変更	
	平成23年7月	明澄監査法人と合併し、北陸事務所を開設	
	平成26年7月	明和監査法人と合併し、現在に至る	
概要	出資金		142百万円
	構成人員	代表社員（公認会計士）	20名
		社員（公認会計士）	21名
		公認会計士	144名
		会計士補・公認会計士試験合格者	47名
		その他	33名
		合計	265名
	クライアント数		319社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町三丁目1番3号
 ヴィアーレ大阪2階「クリスタルルーム」
 TEL.06-4705-2411



交通

地下鉄御堂筋線「本町」駅 1号出口から 徒歩3分
 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅 17号出口から 徒歩5分